

平成29年4月1日以降に婚姻届を出される方へ

結婚祝金制度の お知らせ

Let's live in Ogose

自然豊かな越生町で新婚生活を始めてみませんか！

対象となる夫婦

- 次の条件をすべて満たしていること
- ・夫婦どちらかが40歳未満であること
- ・申請日から起算して3年以上越生町に定住する意思があること
- ・婚姻日から起算して6か月以内に越生町に住所を有し、居住していること
- ・過去にこの祝金の交付を受けた者との結婚でないこと
- ・同一人との再婚でないこと
- ・町税等に滞納がないこと

祝金の額

新婚夫婦1組に対して10万円

申請方法

婚姻日から起算して1年を経過した日以後1年以内に次の書類を揃えて町民課窓口へ申請

提出書類

- ・結婚祝金交付申請書
 - ・戸籍謄本（越生町以外に本籍を有する場合）
 - ・宣誓書（様式第2号）
- *定住の意思等を確認できる書類

お問い合わせ

越生町役場
町民課住民担当

☎049-292-3121

内線 123・124

ホームページ

<http://www.town.ogose.saitama.jp/>

